

事務連絡
令和2年5月1日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

緊急事態宣言が継続された場合の障害福祉サービス等事業所の対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発出された後の障害福祉サービス等事業所の対応については、「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和2年4月7日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡。以下「4月7日付事務連絡」という。）においてお示ししてきたところですが、令和2年5月7日以降も緊急事態宣言が継続された場合には、4月7日付事務連絡等でお示ししているとおりの対応をお願いします。

また、緊急事態宣言が継続された場合には、障害福祉サービス等の利用者をはじめとして、多くの障害者等が、引き続き、外出を控え、居宅で長い時間を過ごすようになることが想定されます。このような状況において、見守り等の取組を必要とする障害者等本人・世帯に対してこれを実施することにより、継続的に心身の状況や生活の実態を把握し、適切な支援につなげることが必要であり、「在宅の一人暮らしをはじめとする見守り等の必要な障害者等に対する市町村が行う取組の具体的な実施について」（令和2年4月17日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）を踏まえた対応をお願いします。

これらのことについて、管下の事業所に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）への周知をお願いします。

都道府県におかれては、管下の事業所に対し使用制限や使用停止に係る要請を行った場合は、速やかに、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部宛にその旨ご連絡をお願い致します。

なお、放課後等デイサービス事業所における対応については、別途お示ししている「緊急事態宣言が継続された場合の放課後等デイサービス事業所の対応について」（令和2年5月1日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）をご参照ください。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
TEL：03-5253-1111（内線3148）

事務連絡
令和2年4月7日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について

社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る。以下同じ。）の利用者等（社会福祉施設等の利用者及び職員をいう。以下同じ。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の取扱いについては、「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」（令和2年2月18日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）や「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」（令和2年3月10日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等においてお示してきたところです。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条に基づく緊急事態宣言が出された後の障害福祉サービス等事業所の対応については、以下の点に十分留意した上で御対応いただくようお願いいたします。

また、管下の事業所に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）への周知をお願いします。

なお、都道府県におかれては、管下の事業所に対し使用制限や使用停止に係る要請を行った場合は、速やかに、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部宛にその旨ご連絡をお願い致します。

記

- 1 特措法第32条第1項第2号で指定された都道府県内における対応について
(1) 感染拡大の防止

- ① 特措法第 45 条第 2 項に基づき、都道府県知事から社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。以下同じ。）の施設管理者に対し、当該施設の使用制限や使用停止に係る要請がなされていない場合には、利用者の状況や家族の状況を踏まえ、可能な場合には通所を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対する支援が提供されるようにすること。なお、利用者等が感染した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で、事業所での通所サービスの提供を縮小して実施することも困難なときは、休業を検討していただく必要があるが、(3)のとおり、特に支援が必要な利用者に対する支援についても併せて検討すること。
- ② 都道府県知事から社会福祉施設の施設管理者に対し、当該施設の使用制限や使用停止に係る要請がなされた場合には、当該施設管理者においては、その要請を踏まえた対応を検討する必要があること。ただし、この場合においても、(3)のとおり、特に支援が必要な利用者に対する支援について検討すること。

(2) 利用者への丁寧な説明

休業する事業所は、市町村や相談支援事業所（※）、保健所等と連携し、利用者に対し休業の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行うこと。

（※）利用者を担当する指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所（セルフプランにより支給決定を行った利用者においては、市町村若しくは基幹相談支援センター等）

(3) 代替サービスの確保

特に支援が必要な利用者に対して必要な支援が提供されるよう、市町村、相談支援事業所を中心に、休業している事業所からの障害福祉サービス等の適切な代替サービス（(4) ①の障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い等）の検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保すること。また、このような代替サービスの提供を行ってもなお、利用者や保護者のストレスが高く緊急性が高い等と判断される場合には、人数、時間等を限定して事業所において支援を実施するなどの対応を、市町村及び事業所において検討いただきたい。

(4) 事業所の事業継続支援策の周知

事業所への影響をできるだけ小さくする観点から、以下の取扱い等を事業所へ周知すること。

① 障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い

休業を行った事業所については、利用者等の意向を確認した上で、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」（令和2年3月10日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）のとおり、できる限りの支援を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能であること。その際、事業所職員について適切な労務管理等を行うことを前提とするとともに、個人情報管理にも留意し、在宅勤務を行うことも可能であること。

なお、障害児通所支援事業所については、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての障害児通所支援事業所の対応について」（令和2年4月2日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）の取扱いを参照すること。

② 独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）における融資制度の活用

福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した障害福祉サービス等事業所に対して、無利子・無担保の資金融資による経営支援を行っていること。

③ 雇用調整助成金の活用

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由による事業活動の縮小に伴い、事業主が雇用調整のために労働者を休業させて雇用の維持を図った場合には、雇用調整助成金による支援を行っていること。なお、今般の新型コロナウイルス感染症に係る特例について、3月28日に公表されている更なる拡充措置が、今後、施行される予定である。

2 特措法第32条第1項第2号で指定された都道府県外における対応について

これまでの事務連絡でお示ししているとおり、社会福祉施設等が提供するサービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続的に支援する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要である。

このため、「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」（令和2年2月18日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）や「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」（令和2年3月10日付厚生

労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)等を踏まえた対応を検討すること。

(参考1：参照条文)新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)
(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

第32条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。)が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態(以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。)が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。)をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

二 新型インフルエンザ等緊急事態措置(第四十六条の規定による措置を除く。)を実施すべき区域

三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

2～6 (略)

(感染を防止するための協力要請等)

第45条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設(通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。)、興行場(興行場法(昭和三十二年法律第百三十七号)第一条第一項に規定する興行場をいう。)その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(次項において「施設管理者等」と

いう。) に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3・4 (略)

(参考2：関連通知等)

- ・「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」(令和2年2月18日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601680.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)」(令和2年3月10日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000606875.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての障害児通所支援事業所の対応について」

(令和2年4月2日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000618471.pdf>

- ・「独立行政法人福祉医療機構ホームページ」

<https://www.wam.go.jp/>

- ・「雇用調整助成金」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufu_kin/pageL07.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/000615395.pdf>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
TEL：03-5253-1111 (内線3148)

各都道府県障害保健福祉主管課御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

在宅の一人暮らしをはじめとする見守り等の必要な障害者等に対する市町村が行う取組の実施について

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による緊急事態宣言に合わせ、令和2年4月7日の第27回新型コロナウイルス感染症対策本部において改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月16日に一部変更）（別紙参照）において、「新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」「（6）その他重要な留意事項1）人権への配慮等」として、「政府及び地方公共団体は、外出を自粛する方々の心のケアや自宅でのDVや虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者などの要援護者に対して、市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。」と記載されたところです。

これを踏まえ、市町村における在宅の一人暮らしをはじめとする見守り等の必要な障害者等に対する取組の実施方法とその際の財政支援について、下記のとおりお示いたしますので、各都道府県におかれては、貴管内市区町村に対し周知をお願いいたします。

記

1 在宅の一人暮らしをはじめとする見守り等の必要な障害者等に対する市町村が行う取組の具体的な実施方法

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、これまで障害福祉サービス等を利用していただいていた方々等をはじめとして、多くの障害者等の方々が、外出を控え、居宅で長い時間を過ごすようになることが想定されます。このような状況において、特に在宅の一人暮らしの障害者等（詳細は3参照）に対しては、見守り等の取組により、継続的に心身の状況や生活の実態を把握し、適切な支援につなげることが必要です。

各市町村においては、担当部局職員による見守り等に加え、日頃から地域の実情を踏まえ、障害・福祉等の関係機関をはじめ、民生委員、ボランティア、地域住民等とも連携しながら、必要な見守り等が行われているものと承知しておりますが、障害者総合支援法においては、以下の事業の活用も可能であるため、必要に応じて当該事業も活用いただきながら、適切な支援を行っていただくようお願いします。

なお、「見守り等」とは、訪問や電話等による支援のほか、関係機関等と連携した支援なども考えられます。

（i）地域生活支援事業

地域生活支援事業において、例えば以下の事業を活用して見守り等を行うことが考えられます。

ア 障害者相談支援事業

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他障害者等の権利擁護のために必要な援助の実施等

イ 基幹相談支援センターの運営

基幹相談支援センターが市町村の福祉部局と連携して行う総合的・専門的な相談支援の実施、障害者等に対する虐待を防止するための取組等

(ii) 指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業

既に障害福祉サービスを利用している又はこれから利用しようとする障害者等については、指定特定支援事業者及び指定障害児相談支援事業者が行うことを基本とします。

また、本取組の実施にあたっては、報酬の算定に関して臨時的な取扱いを可能としている（※）ので、市町村におかれては、弾力的な運用に十分配慮するとともに、その旨を事業者にも周知した上で、取組の効果的な実施について協議してください。

※ 新型コロナウイルス感染症への対応のため、モニタリング実施月でない月に、モニタリングを実施した場合についても、必要な連携の内容がモニタリングとして評価できるものと市町村が認めるときについては、継続サービス利用支援費として算定可能である。（令和2年4月9日付「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」障害福祉課事務連絡問12）。

2 市町村が行う見守り等の取組に対する財政支援

市町村が、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受け、上記1の事業を活用し、在宅の一人暮らし障害者等に対する見守り等の取組を追加的に行った場合、当該追加的取組について、令和2年度補正予算案に盛り込んだ「在宅障害者等に対する安否確認等支援事業」による財政支援を行うことを考えております。追加的取組の具体的範囲等については、予算成立後、追ってお示いたします。

3 留意事項

(i) 見守り等を実施する対象となる障害者等の範囲については、在宅の一人暮らし障害者等のほか、障害者等と同居する家族の状況、適切な介入の必要性等の状況を勘案し、柔軟に対応すること。

※ 相談支援機関等につながない本人・世帯もあることから、孤立化防止の観点から対象となる範囲については、十分配慮し、障害福祉サービス事業所等の関係機関や民生委員とも協議しながら決定すること。

(ii) 外出自粛要請が長期化することで、障害者本人や同居する家族の負担が増すことにより、障害者虐待が発生するリスクが高まることも考えられることから、例えば障害福祉サービスの利用を控えたり、普段よりも外出の機会が減少したりするといった状況が把握されている場合については、重点的に訪問や電話の相談に応じること。

※ 訪問については、新型コロナウイルス感染症対策を適切に行った上で実施するよう職員、事業者等に周知徹底していただくほか、電話等による方法を適宜活用

してください。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室

相談支援係 池沼、布野

TEL : 03-5253-1111 (3149)

FAX : 03-3591-8914